

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年8月28日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同年9月24日から同年10月13日まで縦覧に供する。

令和8年9月15日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 板屋出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 池下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 行時地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大道上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 宮中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大隅地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 田村池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 宮西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西ノ庄西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西屋敷地区